

第2023-8584-0
令和5年7月21日

北栄町長 手 嶋 俊 樹 様
北栄町議会議長 津 川 俊 仁 様
北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志 様
北栄町農業委員会会長 永 田 恭 彦 様

北栄町監査委員 森 耕 生

北栄町監査委員 秋 山 修

令和5年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 令和5年5月24日（水）、26日（金）

2 監査対象 全 課

3 監査概要

（1）指定管理監査について

担当課及び指定管理者から状況調書及び事業報告書、財務諸表等を提出させ、担当課長等並びに管理者から聴取した。

（2）遊具安全点検について

北条小学校・天神いこいの広場の遊具について、現地での安全点検を行った。

4 監査意見

（1）指定管理監査について

①北栄スポーツクラブ

ア．総勘定元帳など帳簿保存の不備が散見されるため、帳簿書類の整備・管理を徹底されたい。指定管理基本協定書の第25条並びに財務規定第27条に記載のある帳簿書類については、事業報告の際に提示を受け、保管状況を確認するように努められたい。

イ. 什器備品の管理を徹底されたい。財産目録において、トレーニングマシン（一式）と表示があるが、その細目・明細は不明である。適切な更新時期を把握し、利用者の安全を確保するためにも、個別の管理・台帳の整備等を実施されたい。また、町が管理する遊具などと同様に、事故防止のため第三者による定期点検等の実施も検討されたい。

②まちづくりネット

指定管理料の支払いについて、消費税抜きの実施対価で決済されている。また、補償金という名目で、本来は指定管理者が負担すべき消費税額を町が負担している。

指定管理料は消費税の課税取引であるから、町は指定管理料に消費税を上乗せして支払い、指定管理者は受け取った消費税のうち一定額を、自己の財源から捻出し納税すべきである。年度協定書の記載内容を含め、取引形態を改められたい。

③（株）チュウブ

収支計算書において、収入額及び支出額の内訳の記載がない箇所が見受けられる。適正な予算執行及び業績管理のため、以後の記載を改められたい。

（２）遊具安全点検について

北条小学校・天神いこいの広場の遊具については、良好に整備されていた。遊具の整備だけでなく、植木等もきれいに管理され場内の清掃も行き届き、安心・安全・快適な施設運営がなされていると推察できる。今後も安全点検の重要性を認識して法定点検、日常点検を着実に実施し、来場者の方々がくつろげる施設運営に努められたい。

以上